

宮城県ホームページ「みやぎの農産物直売所」の運営方法

農政部農山漁村なりわい課
令和2年6月22日

1 掲載内容及び様式

- (1) 宮城県ホームページ「みやぎの農産物直売所」は、掲載を希望する県内農産物直売所の概要を紹介するものです。
- (2) 各直売所の個別紹介ページには、別紙様式1の内容を掲載します。また、希望する場合は、直売所が運営するウェブページ等へのリンクを追加することができます。
- (3) 宮城県ホームページ「みやぎの農産物直売所」は、農山漁村なりわい課（担当6次産業化支援班）がマップページを、各地方振興事務所（担当：農業振興班）及び各地域事務所（担当：地域調整班）（以下「事務所」）が所管する圏域内の直売所一覧ページ及び各直売所個別紹介ページの編集及び管理運営を行います。
 - イ 直売所からの新規掲載、変更及び削除の希望については、下記の手続きにより随時受け付けるものとします。
 - ロ 直売所からの提出内容に事実と異なる内容等があると判断した場合は、掲載を中止するとともに該当直売所にその旨を連絡し、内容の訂正・削除等を求めることができます。

2 新規掲載の手続き

- (1) 宮城県ホームページ「みやぎの農産物直売所」に掲載を希望する農産物直売所の代表者は、別紙様式1に記載し、施設外観の写真等を添付して、別紙提出先（所管する県地方振興事務所または地域事務所）へ提出します。
- (2) 提出を受けた事務所は、内容を確認し、所属長の承認を受けた後、HPに掲載します。年に1回以上内容の確認、修正、更新等の作業を行います。

3 掲載内容の変更及び削除の手続き

- (1) HPに掲載されている農産物直売所の代表者は、掲載内容に変更があるときは、速やかに別紙様式1に変更内容を記載し、別紙提出先へ提出します。また、掲載を削除したいときは、別紙様式2を別紙提出先へ提出します。
- (2) 提出を受けた事務所は、内容を確認し、所属長の承認を受けた後、HP掲載情報の修正、あるいは掲載の削除を行います。

4 掲載内容の確認・更新作業

- (1) 各事務所は、毎年度実施する「アグリビジネス関連施設調査（調査時点：10月1日）の結果に基づき、HPデータの更新を行います。
- (2) 農産物直売所の代表は、「アグリビジネス関連施設調査」をもって内容変更、情報削除について報告する場合には、別紙様式による報告は不要とします。

別紙 提出先

直売所所在地	県事務所提出先	連絡先
白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町	大河原地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1 電話 0224-53-3519
仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村	仙台地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒981-8505 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 電話 022-275-9250
大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町	北部地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒989-6117 宮城県大崎市古川旭四丁目1-1 電話 0229-91-0717
栗原市	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 農業振興部地域調整班	〒987-2251 宮城県栗原市築館藤木 5-1 電話 0228-22-2268
石巻市，東松島市，女川町	東部地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒986-0850 宮城県石巻市あゆみ野 5-7 電話 0225-95-7809
登米市	東部地方振興事務所 登米地域事務所 農業振興部地域調整班	〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 電話 0220-22-3535
気仙沼市，南三陸町	気仙沼地方振興事務所 農林振興部農業振興班	〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 電話 0226-24-2534